

CONTENTS

2	国民健康保険税についてのお知らせ
4	鬼怒川緊急対策プロジェクト
6	川は私たちの財産
7	後期高齢者医療制度のしくみ
8	市民のページ
10	ゴミレンジャー
10	まゆげった4コマニュース
11	ひとの人権わたしの人権
11	男女共同参画社会
12	国保Q&A
12	けん口広場2016
12	葉
13	「元生きたより」〜いつまでも現役世代!〜
13	市民健康教室
14	人権擁護委員紹介
14	食育レシピ
15	ふるさとの民話

表紙の写真



「田んぼアート」  
5月22日、水田をキャンパスに見立てた「田んぼアート」の田植えが行われ、結城・小山両市の子どもたちが合同で田植えを体験しました。

# 国民健康保険税についてのお知らせ

平成28年度納税通知書は、7月15日発送予定です。

国民健康保険（以下、国保）は、皆さんの健康と暮らしを守るための制度です。

国などからの補助金と皆さんが納める国民健康保険税（以下、保険税）は、病気やケガをしたときの医療費、赤ちゃんを出産したときの出産育児一時金、国保加入者が亡くなられたときの葬祭費の支給にあてられる大切な財源です。保険税は、自分や家族だけでなく皆さんの健康を支えています。

●保険税の納期は7月からです

保険税の納期は、7月から翌年2月までの年8回です。65〜74歳の方のみの世帯は、原則として年金からの特別徴収（天引き）により納めていただきます。

特別徴収の場合は、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の年金から、保険税と介護保険料が併せて引かれます。

●便利な口座振替がお勧めです

市内に本支店のある金融機関で利用できます。通帳と通帳の印鑑（届け出印）を持参のうえ、金融機関窓口で手続きください。

既に口座登録されている方

●以前届出した口座より、引き落としします。  
●口座変更などの場合は、申し出ください。

●保険税は世帯主に課税されます

保険税は、世帯ごとにまとめて世帯主の方に課税されます。世帯主本人が社会保険などに加入していても、世帯の中に国保に加入している方がいれば、納税の義務は世帯主にあります。そのため、納税通知書は世帯主宛に送付されます。

●保険税は資格が発生した月からかかります

保険税は、加入の届出をしたときからではなく、国保の資格が発生した時点から納めます。届出が遅れた場合は、発生した時点までさかのぼって納めることになります。年度の途中で加入・脱退した場合は、それぞれ月割りで計算します。

●災害などの特別な理由による減免措置

災害により家屋に大きな損害を受けた場合や傷病・そのほかの理由で長期的に収入が激減してしまう場合など、保険税の納付が困難と認められ

るときには、保険税が減免になる場合があります。

また、原発事故にともない国の指定する区域より避難されている方も、保険税が減免になる場合があります。

減免を受けるためには、申請が必要となります。申請の際、災害などでは「り災証明書」、傷病では「診断書」などの減免事由を証明する書類が必要です。納期限までに申請してください。

※減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありません。  
※損害が保険により補てんされる場合は、補てん分は除外して審査します。

●非自発的失業者の保険税が軽減されます

会社の倒産や解雇、特定理由の雇用期間満了など事業主の都合で失業した方（非自発的失業者）は、申請により保険税の負担が軽減されますので申請してください。

対象者

離職時点で65歳未満の方で、平成21年3月31日以降に離職し、

(1)雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などにより離職した方）

(2)雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどにより離職した方）

として失業給付を受ける方。 ※特定受給資格者、特定理由離職者とは、雇用保険受給資格者証の離職理由コードによります。

軽減額

軽減は、対象者の方のみ前年の給与所得を30/100とみなして行います。給与所得以外は100/100として算定します。

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。

●保険税を納めない

滞納処分  
納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料が加算されます。また、延滞金が加算される場合があります。

督促状を送付しても納めていただけない場合は、財産（預金、給与、不動産、生命保険など）調査して差押を行います。差押をした財産は換価して保険税にあてることとなります。

短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付

被保険者証は、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されることとなります。それでも納めていただけない場合は、短期被保険者証を返還いただき「被保険者資格証明書」が交付されます。

※「被保険者資格証明書」が交付されると、通常医療機関で納付するのは3割ですが、いったん全額自己負担することになります。  
・特別療養費や高額療養費、国保給付金などが差止められます。

●納付が困難な場合は早めに相談ください

病気や災害など、やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合は、早めに相談ください。平日に市役所に来られない方のために、原則毎月最終日曜日（午前9時〜正午／受付時間は午前9時〜11時）を休日納税相談日として開庁いたしますので、ご利用ください。（収税課で対応しています）